



▼140-8715 品川区広町2-1-36 代表番号 ☎3777-1111 広報広聴課 ☎5742-6644 Fax5742-6870 https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/



▲平成30年度東京都明るい選挙啓発ポスターコンクール優秀賞 (小学校低学年部門 三木小学校2年生)

目です

午前7時~午後8時

参議院議員の任期は6年ですが、3年ごとに半数ずつ改選されます。 今回は、平成25年に選出された参議院議員の任期満了に伴い、

「東京都選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」の投票を行います。

品川区で投票できる方・できない方

次の全てにあてはまる方は 品川区で投票できます

- ●日本国籍で、平成13年7月22日以前に生まれた方
- ●平成31年4月3日以前に品川区に転入の届け出をした方
- ●投票する日まで引き続き区内に住んでいる方

次のいずれかにあてはまる方は 品川区で投票できません

- ●平成13年7月23日以後に生まれた方
- ●平成31年4月4日以後に品川区に転入の届け出をした方
- ●品川区外に転出した方

※転出後4カ月以内で転入先の自治体に選挙人名簿登録がない 方は、品川区で投票できます。

	品川区に転入 ※「転入」は役所に届け 出た日	4月3日以前 に品川区に転入の届け出をして、 引き続き居住している方		4月4日以後 に品川区に転入の 届け出をした方
		➡品川区で投票できます		➡前住所地に選挙人名簿登録 があれば前住所地で投票する
	品川区から転出 ※「転出」は異動した日	3月4日以前 に品川区か ら転出した方	3月5日から4月3日 までに品川区から転 出し、新住所地に転 入の届け出をした方	4月4日以後 に品川区から転出 した方
		➡品川区では投票できません ※新住所地に選挙人名簿登録されていれば新住所地で投票できます	⇒新住所地で投票 できます	➡品川区で投票できます
	品川区内で転居	6月14日以前 に転居の届け出をした方		6月15日以後 に転居の届け出 をした方
		➡転居先の住所の投票所で投票できます		→前の住所の投票所で投票できます

投票日に投票所へ行けない方は期日前投票をご利用ください

7月5日金~20日生

地域センターは14日日から アトレ大井町は17日(水)から

選挙人名簿に登録があり、投票日当日に仕事や旅行、レ ジャー、冠婚葬祭などで投票所へ行くことができないと 見込まれる方は、事前に期日前投票所で投票ができます。 投票の際には、ご自分の入場整理券をお持ちください。 期日前投票はどの期日前投票所でもできます。

期日前投票所	期間	
品川区役所〈第二庁舎6階261会議室〉	7月5日金~20日生) 午前8時30分~午後8時	
地域センター(13カ所)	7月14日(日)~20日(土) 午前8時30分~午後8時	
アトレ大井町〈3階セントラルガーデン〉(大井1-2-1)	7月17日(水)~20日(土) 午前10時~午後8時	

※地域センターでは、平日の午後5時以降と土・日曜日、祝日は期日前投票の受け付けのみ行います。住民票の写しの発行など の通常業務は行いませんのでご注意ください。

※投票所によって、期間・時間が異なりますのでご注意ください。

※アトレ大井町は7月19日金・20日出 最終日は大変混雑するため、**30分以上お待ちいただく場合があります**。他の期日前投票 所のご利用もお願いします。

期日前投票の 注意

あらかじめ「投票所入場整理券」裏面の「宣誓書(兼請求書)」にご記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。 また、「投票所入場整理券」 をお持ちでなくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

問い合わせ/品川区選挙管理委員会事務局(☎5742-6845 Fax5742-6894)

投票所入場整理券

世帯ごとに封書で郵送します

封筒には1人1枚ずつ世帯全員分の投票所入場整理券が同封されています。投票の 際には、自分の名前が記載されている入場整理券をお持ちください。万が一紛失 しても、表面の「品川区で投票できます」に該当する方は投票できますので、投 票所の係員にお申し出ください。





▲送付用封筒

▲投票所入場整理券

投票場所

7月5日金~20日土)=期日前投票所 7月21日 田 = 投票所入場整理券に記載されている投票所

選挙公報

各家庭に直接お配りします

東京都選出議員選挙の候補者氏名・経歴・政見など、比例代表選出議員選挙で 名簿を届け出た政党・政治団体の政策などを掲載した選挙公報を発行します。選 挙公報は7月13日出までに各家庭に直接お配りします。7月13日出を過ぎても届 かない場合は、品川区選挙管理委員会までご連絡ください。また、区役所・地域 センター・図書館や文化センターなどにも設置します。区ホームページhttps:// www.city.shinagawa.tokyo.jp/にも掲載します。

投票の方法

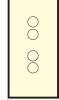
投票用紙は、東京都選出議員選挙を先に交付し、その投票が終わった後、比例代 表選出議員選挙を交付します。それぞれの投票用紙の記入方法は次のとおりです。

東京都選出議員選挙

投票用紙は白色

投票用紙は薄い黄色

「候補者1人の氏名」 を記入



「候補者1人の氏 名」または「政党 その他の政治団 体の名称(略称

可)」を1つ記入



比例代表選出議員選挙





高齢者や障害のある方のために

代理投票

ご自身で投票用紙への記入が困難な方は、「代理投票」の方法で投票ができます。 「代理投票」は、投票所の係員が代筆します。投票の秘密は固く守られますので、 遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。

点字投票

投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器を用意してあり、点字での投票もで きます。

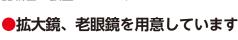
どなたでも投票しやすい環境を 目指しています

●スロープの設置

スロープを設置して投票所の段差をなくしています。

- ●車いすを配置しています
- ●低い記載台の設置

車いすの方や体の不自由な方のために低い 記載台を設置しています。



●コミュニケーションボードを用意しています

言葉が不自由な方や耳が不自由な方のために、指をさすだけで投票に関 するやりとりができるコミュニケーションボードを用意しています。ま た、文字を書いてやりとりできるホワイトボードも用意しています。係 員にご相談ください。

不在者投票

滞在先でする不在者投票

投票日に仕事や出産などで品川区外に滞在し、投票所に行くことができないと見 込まれる方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。あらかじめ、「不 在者投票宣誓書(兼請求書)」で品川区選挙管理委員会に投票用紙を請求してく ださい。投票用紙の郵送に時間がかかりますので、請求は早めにお願いします。「不 在者投票宣誓書(兼請求書)」は、区ホームページからダウンロードもできます。

病院などでする不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、 施設内で不在者投票ができます。詳しくは病院、老人ホームなどにお問い合わせ

※対象施設は区ホームページで確認できます。

郵便などによる不在者投票

表1にあてはまる方は、郵便や信書便などで投票できます(投票用紙は必ず本人 が記入します)。投票にはあらかじめ品川区選挙管理委員会に申請・登録が必要 です。申請書は区ホームページからダウンロードできます。

【表1】

	障害名など	等級など
身体障害者手帳を お持ちの方	両下肢・体幹・移動機能の障害	1・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・ 直腸・小腸の障害	1・3級
	免疫・肝臓の障害	1~3級
戦傷病者手帳を お持ちの方	両下肢・体幹の障害	特別項症~第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・ 直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症~第3項症
介護保険被保険者証 をお持ちの方	被保険者証の「要介護状態区分 等」の欄	要介護5

代理記載が認められる方

表1・表2ともに当てはまる方が認められます。あらかじめ品川区選挙管理委員会 に届け出た「代理記載人」(選挙権を有する方) 1人に代筆させることができます。

【表2】

	障害名	等級
身体障害者手帳を お持ちの方	上肢または視覚の障害	1級
戦傷病者手帳を お持ちの方	上肢または視覚の障害	特別項症~第2項症

公職選挙法が 改正されました!

比例代表選出では、政党などが一部の候補者を 優先的に当選人となるべき候補者として名簿に 記載できる、「特定枠制度」が導入されました。



参議院議員選挙の情報をお知らせします

品川区ホームページ

参議院議員選挙については こちらからアクセスできます



ケーブルテレビ品川

「区民チャンネル」(デジタル11チャンネル)では、7月21日 日午後8 時30分から開票状況などを中継します。

問い合わせ/ケーブルテレビ品川☎3788-4035